

## ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達の改正

伊藤 正一

筆者は本誌第四号に、一九五〇年七月六日付の「ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達」の全文の拙訳を公にしておいたが、その後に至って「ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達の變更および補充に関する行政命令」(一九五一年五月二十八日)(Verwaltungsanordnung betreffend Aenderung und Ergänzung der steuerlichen Richtlinien zum D-Markbilanzgesetz vom 28 Mai 1951)により、少からぬ改正と補充とが行われて今日に至っているので、本稿はその改正および補充の条項を、前回の拙訳との関連において明らかにしようとするものである。従ってこれに必要な条項のみをかかげ、それ等が原初の各条項に対して有する關係を「訳者註」として付記したものであるから、前回の拙稿と対照して頂かなければ殆ど意味をなさない。簡単な解説をも付する紙面の余裕のないことも前回同様である。只これが為には Falk, Dr. Rudolf, D-Markbilanzgesetz unter Berücksichtigung der 3 D-Markbilanzergänzungsgesetze, Frankfurt a. M. 1955 が採録する補充変更後の全文を、

ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達の改正

前回の訳文において準拠した Schmöider 等や Messner などにおける原文と、逐条的に対照する方法を採ったものであって、同改正命令の公式に發表せられた連邦租稅公報 (Bundessteuerblatt 1951 Teil I S. 174) に拠つたものではない。したがってこの採録せられた各条項には、それぞれ簡単な補充變更に関する著者の解説が付せられてゐるに拘らず、なお念の爲には公報所載のものをも参照する必要のある箇所のあることは、後出の訳者註にも指摘する通りであるが、遺憾ながら目下その方便を持たない。また第何条關係という条項の指示および本文中の条項が、特に断らない限りドイツ・マルク貸借対照表法自体のそれ等を指すことは、すべて前回拙稿の場合と同様である。本稿はまた筆者が受けた昭和三十二年度の文部省の研究費によるものの一部份であることを付記しておかねばならない。

第一条および第二条關係

一 a、一九四八年六月二十一日より同六月二十五日までのライヒス・マルク建の營業取引

西ベルリン・ドイツ・マルク貸借対照表法第八十二条第四項により、一九四八年六月二十一日より同六月二十日までの期間のライヒス・マルク建の營業取引は、ライヒス・マルク終結貸借対照表にこれを探り入れるものとする。住所又は營業指揮を連邦地域に有する納稅義務者は、ベルリン又はその他のソヴェト占領地区に有つ支店およびその他の經營個所における取引につき、右に準じてこれを処理することができる。

(訳者註) 第一目の次に本目を追加。

ドイツ・マルク貸借対照表補完法第二条乃至第六条關係

三、住所移轉

ドイツ・マルク貸借対照表補完法第七条第一号により廃止せられた第三条第七項の規定に代えるに、ドイツ・マルク貸借対照表補完法第二条乃至第六条ならびに第十二条の規定を以てする。これ等の規定に該当する納税義務者のこれまでに決定している査定は、今後もこれをそのままとすることができ。

(訳者註) 本目は右の通りに改正。

## 第十六条関係

### 七 a、建設中の建物

第十六条は建設中の建物にも適用するものとする。ライヒ評価施行令第三十三条 a 第三項により確定せられた統一価格は、第一項の意味における統一価格とする。

(訳者註) 第七目の次に本目を追加。なお第九目には変更追加とも無いが、前回拙稿の訳者註において掛念した(□)の付号は無いことが正しい。

## 第十七条関係

### 一 a、ベルリン(西部)における土地及びその構成部分の評価

ベルリン(西部)における土地及びその構成部分にあつては、その収益又はその他の売上収入を処分する可能性が無制限に存する。よつてこれ等の土地及びその構成部分については、第十六条の規制を準用することができる。但しこの場合、西ベルリン・ドイツ・マルク貸借対照表法の規定による評価との一致を期するため、更に次の諸原則に従うべきものとする。

a、ベルリン(西部)の土地及びその構成部分の評価については、一九五〇年十二月二十九日付ベルリンにお

ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達の改正

ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達の改正

ける財産課稅の新規制に関する第一次法（西ベルリン用命令公報一九五一年Iの二六頁）第四節第三條による、一九四九年四月一日現在の特別の調整および特別の事後決定を顧慮すべきものとする。

b、価値低減に対し地租軽減措置の許容せられたベルリン（西部）における土地及びその構成部分については、基準となる統一価格はこの価値低減に應じて、より、低くそれを掲上すべきものとする。（西ベルリン・ドイツ・マルク貸借対照表法第十六條第三項参照）

c、統一価格の決定に当りベルリン（西部）における土地及びその構成部分が、土地の価格を以って（ライヒ評価法第五十二條第二項、ライヒ評価法施行令第四十條）評価せられるとき、第五條第一項による価格が基準となる統一価格より低い場合には、これを最高限として掲げるものとする（西ベルリン・ドイツ・マルク貸借対照表法第十六條第五項参照）。

（訳者註）第十一目の次に本目を追加。

第十八條第一項關係

一五 a、僅少價格の經濟財

一九四六年度の所得稅通達第四十三目第四項の意味の設備財産たる僅少價格の經濟財も亦、第十八條に従って評価すべきものとする。

（訳者註）第十五目の次に本目を追加・但しファルクの採録にあつては、補充又は変更のものはイタリック体にて示すと断つてあるにも拘らず、本目はそれによる指示となつていない。

第十八條第三項 b 号最終段關係

## 一八 a、全額償却済の諸物件

全額償却済の物件には、ライヒス・マルク終結貸借対照表上に残存価格にて表示せられている物件も、亦これに属するものとする。

(訳者註) 第十八目の次に本目を追加。

## 第十九条関係

### 一九 a、参加およびその他の設備財産たる有価証券の評価

第二十二条第一項により評価すべき参加およびその他の設備財産たる有価証券は、ライヒ評価法第十三条第三項により増額を加算することができる。この場合第二十二条第一項第一段により基準となる税務上の相場価格がライヒス・マルクによる最終の財産税査定のために決定された税務上の相場価格の引上げられた割合だけ引上げられても、異議を唱えられることはない。

(訳者註) 第十九目の次に新たに追加。

## 第二十条関係

### 二二 a、金の手持高の評価

純金の評価には、一キログラムにつき最高四六〇三・七六ドイツ・マルクの再調達価格から出発することができぬ。

### 二二 b、烟草製品の評価

烟草製品の評価には、原則として第二十三目を適用するものとする。苛酷の考慮については第六十六目を看よ。

ドイツ・マルク貸借対照表法税務通達の改正

ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達の改正

(訳者註) 以上の二目を第二目の次に追加。

## 二五、新幣制地域外の棚卸財産たる物件

(三) 一九四八年六月二十一日に新幣制地域および西ベルリン以外のドイツ国に存在した棚卸財産たる物件が、一九四八年九月一日以前にドイツ・マルク(東部)に対して譲渡せられたときは、取引上通例の総益額の控除の下に、次に掲げるドイツ・マルク(西部)に対するドイツ・マルク(東部)の一定の割合より生ずる価格を最高限として計上すべきものとする。

一九四八年六月二十一日より一九四八年七月三十一日までの期間につき

二対一

一九四八年八月一日より一九四八年八月三十一日までの期間につき

三対一

(訳者註) 本目はその第三項が改められたもの。確定した換算割合を追加し、且つ制限期日の表現上のミスを訂正したと思われるものである。

## 二六、取引上通例の総益額

取引上通例の総益額の決定に当っては、個々の経営の原価計算上の付加額を基礎とすべきものとする。

(訳者註) 第二十六目の第二段として右を追加。

## 二六 a、一九四八年九月一日以前の同一種類商品の代替品の譲渡

同一種類商品の代替品の評価に当っては、第二十条第二項の適用につき、一九四八年六月二十一日に現存した在庫商品が最初に売却せられたものとして出発すべきものとする。

(訳者註) 第二十六目の次に右を追加。

## 第二十二條關係

### 二九 a、人的會社に對する持分の評價（第二項）

人的會社に對する持分は暫定的に、人的會社のドイツ・マルク開始貸借対照表における資本持分に當る金額を以つて、これを計上することができる。

### 二九 b、最初の受託者としての新幣制地域外の銀行機關に記録せられている新幣

#### 制地域の發行者の有價證券（第四項および第五項）

有価証券整理法により、最初の受託者としての新幣制地域又はベルリン（西部）における銀行機關ならびにソヴエト地域及びベルリンのソヴエト地区における銀行機關に記録せられ、振替混合寄託となつてゐる有価証券は整理の爲の申告が行われ得るが故に、最初の受託者としてのソヴエト地域およびベルリンのソヴエト地区における銀行機關に記録せられている有価証券も亦、第二十二條第四項によつて評価すべきものとす。これ等の有価証券が新幣制地域およびベルリン（西部）の銀行機關に記録せられた有価証券と異つて貸借対照表日に売却され得なかつたという事情は、有価証券整理法における同一の取扱という理由で、これを顧慮する必要がないものとする。

### 二九 c、新幣制地域およびベルリン（西部）以外の封緘保管所に在るが、最初の

#### 受託者としての新幣制地域およびベルリン（西部）の銀行機關に記録せ

#### られた、新幣制地域の發行者の有價證券（第五項）

新幣制地域外の封緘保管所に在るが、最初の受託者としての新幣制地域およびベルリン（西部）の銀行機關に

ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達の改正

記録せられた、新幣制地域の発行者の有価証券は、有価証券整理法が新幣制地域外の封緘保管所における有価証券と振替混合寄託の有価証券との間に何等の差別を設けないから、「特別の理由の存在の故に」、第二十二條第四項の金額計上に準じてこれを評価することができる。

**二九d、暫定金額**

暫定金額は、特別の理由により、高い計上金額が必要とせられた場合においても、なお暫定的のものとする。

(訳者注) 以上四目とも、第二十九目の次に新たに追加されたもの。なおファルクの採録では、第二十二條關係の第二十九目に続けて、更らに數行が附加せられているが、新たに附加せられた通達の本文と見難い節があるので省略した。正確には公報掲載のものを参照する要がある。

第二十四條および第三十條關係

**二九e、ドイツ・ノートンバンクのドイツ・マルクによる債權・銀行預金ならび**

**に現金在高、および債務**

ドイツ・ノートンバンクのドイツ・マルク——ドイツ・マルク(東部)——による債權、銀行預金ならびに現金在高および債務は、二對一の相場を最高限としてこれを計上すべきものとする。

(訳者註) 第二十四條および第三十條關係として新たに追加されたもの。

第二十六條關係

**三二a、旧勘定**

(一) 換算令に対する一九四九年十二月二十三日付ベルリン施行規則第十九号(旧勘定規則、西ベルリンに対する



命令公報一九四九年一五〇九頁)に基づく債権は、一ドイツ・マルクの備忘項目を以って計上することができる。

(二)これと異なる最終決定的金額が計上せられるときは、換算額の少くとも百分の五〇に達する限り、異議を唱えられることはない。

(訳者註)第二十六条関係として新たに追加。

第二十七条および第三十四条関係

### 三二 a、借入差金の評價

借入差金がライヒス・マルク終結貸借対照表に計上せられているときは、この項目はその基礎となる債務関係の換算に当って用いられた割合で、計算区分項目としてドイツ・マルク開始貸借対照表に引継ぐものとする。

### 三二 b、建築費割増金

(一)賃借人が賃借の土地およびその構成部分の上にする建物の建設の為に、建築費割増金を給付したときは、建築費割増金を積極財産に計上し、賃貸借関係の継続期間中に均分してこれを償却すべきであった。賃借人のライヒス・マルク終結貸借対照表に表示せられた建築費割増金は、過大な費用を基礎とするものでない限り、一ライヒスマルク対一ドイツマルクの割合で、計算区分項目としてドイツ・マルク開始貸借対照表に引継ぐものとする。

(二)失われた賃借割増金として供与せられた賃借人の建築費割増金についても、前項同様とする。

### 三二 c、賞與・休暇手当・クリスマス手当の区分計算

幣制改革後に支払われた賞與、休暇手当、クリスマス手当は、一部分はライヒス・マルク時期の費用であり得る。これ等の場合にはこれに相応する金高で、ドイツ・マルク開始貸借対照表に消極性計算区分項目を設けるも

ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達の改正

ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達の改正

のとする。

### 三三d、ドイツ・マルク開始貸借対照表の検査費用

ドイツ・マルク開始貸借対照表の検査費用は、ドイツ・マルク開始貸借対照表自体には消極側に計上する必要はない。ライヒス・マルク終結貸借対照表の検査費用は、ドイツ・マルク開始貸借対照表に消極性計算区分項目として掲げるものとする。

(訳者註) 以上の四目を、第三十二目の次に新たに追加。

### 第三十条関係

#### 四八a、有り得べき工場解體の顧慮

有り得べき工場解體は、正規簿記の諸原則に従って必要とせられるときは、ドイツ・マルク開始貸借対照表において、引当金によりこれを顧慮すべきものとする。ドイツ・マルク開始貸借対照表の作成までに、解體が行われないことが確定するときは、引当金の設定はこれを度外視すべきものとする。

(訳者註) 第四十八目の次に新たに追加。

### 第四十三条関係

#### 五一a、自己株の取扱

第四十三条に従い自己株を消却したときは、第三十六条乃至第三十八条の場合にあっては、元のライヒス・マルクによる名目資本に代えて、消却により生ずるより低いライヒス・マルクの名目資本とするものとする。資本減価勘定は、名目資本のうち株式の消却によって除去せられる部分に充て、除去せられた部分を他の社員に移転

せしめるようこれを用いてはならない。

(訳者註) 第五十一目の次に新たに追加。

## 五二、組織變更と新決定

第四十五条第一項はドイツ・マルク貸借対照表補完法第七条第五号により新措辞に改正せられた。第四十五条による組織變更の稅務上の取扱は、ドイツ・マルク貸借対照表補完法第八条乃至第十一条および第十四条に規定せられている。

(訳者註) 旧令の第五十二目の暫定的指示を右のように改正した。ドイツ・マルク貸借対照表補完法については、前回拙稿の「小引」を参照。

## 五二a、資本金社への譲渡を伴う組織變更

組織變更に当り、資本金社の財産が他の資本金社に譲渡せられるときは(第四十五条第一項、譲渡を伴う組織變更)、組織を變更する資本金社が一九四八年六月二十一日につき作成すべき開始貸借対照表には、自己資本はこれを商法の特別規定によって分類して示すことを要しない。自己資本の表示の爲には一個の勘定を以てすれば足りる。

## 五二b、遡及する組織變更

(一)ドイツ・マルク貸借対照表補完法の措辞による第四十五条第一項により、譲渡を伴う組織變更には、その作成日が組織變更の登記の日より最高四カ月以前にある組織變更貸借対照表がその基礎となることが明らかにせられている。

(二)登記裁判所は若干の場合、ドイツ・マルク開始貸借対照表を組織変更貸借対照表としてその基礎とした上で、譲渡を伴う組織変更を登記した。これ等の場合にはドイツ・マルク貸借対照表補完法第十四条により、その作成日が組織変更の登記の日より前四カ月を超えない貸借対照表を、組織変更貸借対照表として提出すべきものとする。簡素化の理由から、最後のドイツ・マルク決算書を、これ等が四カ月の期間内におけるものでない場合にも、組織変更貸借対照表としてその基礎とすることができる。

(三)異なる法律形態への組織変更(第四十五条第二項)にあっては、ドイツ・マルク開始貸借対照表を組織変更貸借対照表としてその基礎とするものとする。

### 五二c、譲渡を受ける團體の貸借対照表作成義務

第四十五条第一項による組織変更に当り、資本会社の財産が団体稅法第一条の意味における団体に譲渡せられるときは(譲渡を伴う組織変更)、ドイツ・マルク貸借対照表補完法第十四条を適用する。組織変更貸借対照表はこの場合、譲渡を受ける団体がこれを作成するものとし、組織変更後の資本会社を管轄する財務官庁にこれを提出すべきものとする。

### 五二d、組織變更後の第四十七條の適用

第六十二目cを参照。

(訳者註) 以上四目を第五十二目の次に新たに追加。

第四十七條關係

### 五三、外國通貨に對するドイツ・マルク爲替相場の變動

第四十七条は、ドイツ・マルク貸借対照表補完法第七条第六号乃至第八号により、新措辞となった。

(訳者註) 旧令の追って規定するとの暫定的処置を改めて補完法の関係条項を示し、法第四十七条の改正を指示したものの。

#### 第七十三条関係

#### 五四、数量上の貸借対照表繼續性

(一)ライヒス・マルク終結貸借対照表の基礎とせられる財産目録に掲げられず、また後より採り入れられていない財産諸物件は、ドイツ・マルク開始貸借対照表に計上してはならない。

(訳者註) 第二項として新たに追加せられたもの。

#### 五五、社内借入金

(一)資本公司において社内借入金が、一〇ライヒス・マルク対一ドイツ・マルクより高い割合で、ドイツ・マルク開始貸借対照表に引継がれたときは、第五項を除き、実際の計上金額と一〇ライヒス・マルク対一ドイツ・マルクの割合で換算せられた金額との差額は、ドイツ・マルク時期における隠蔽せられた利益流出として取扱うものとする。

(二)前項の利益流出は、借入金として債務者となっている資本公司の税務上の利益には、それが利益を減じたものではないとの理由により、加算せられることはない。但し債務者の側に団体税法第十七条による最低課税の前提の存するときは、より高い換算は最低課税に服するものとする。

(三)社員の貸付債権が、その利益の所得税法第四条第一項若しくは第五条によって決定せられる経営財産に属するときは、第二十四条第三項により、より高い換算に関する当事者の合意は、貸付債権者においては、その開始貸

借対照表の作成までに当事者の合意がなされる限り、ドイツ・マルク開始貸借対照表に遡って関係せしめるものとする。この場合に社員には隠蔽せられた利益流出は存在しない。より、高く換算せられた貸付債権は、一九四八年六月二十一日より財産の租税を負担する。

四社員の貸付債権が、その利益の所得税法第四条第一項若しくは第五条によって決定せられる経営財産に属しないときは、社員は自己に隠蔽せられた利益流出分として流入する金額につき、所得税を課せられる。原則として、より、高い換算の合意が行われた時を以って、この流入の時期とする。

(五)一九三四年十月十六日付資本取引税法(ライヒ法令公報I一〇五八頁)第三条の意味における参加類似の貸付金には、貸付金が資本の新らしく決定せられるよりは高い割合で換算せられることのない限り、第一項乃至第四項は適用せられない。

(訳者註) 本目もファルクの採録では、補充変更を示すようイタリックにて表わされてはいないが、旧令第五十五目が右のように改正せられたことは旧令との対照上明白である。なお前回拙稿における社員貸付金はこれを社内借入金に訂正する。

#### 五六、所得税法第四條第一項により利益決定をなす納税義務者への適用

(二)爾今、第七十四條第四項を改めて新措辞としたドイツ・マルク貸借対照表補完法第七條第二十号を参照のこと。

(訳者註) 旧令のものを第一項とし、その後この第二項を付加したものと。

#### 五七、資本減價勘定又は資本欠缺勘定の消去の税務上の効果

(二)爾今、第七十三條第三項を補充したドイツ・マルク貸借対照表補完法第七條第十七号を参照のこと。

(訳者註) 旧令のものを第一項とし、この第二項を加えたもの。

## 五八 金額引上の財産税に及ぼす効果

(二)爾今、第七十三条第一項および第四項における「所得、収益および財産」を「所得および収益」に改めたドイツ・マルク貸借対照表補完法第七条第十六号を参照のこと。

(訳者註) 旧令のものを第一項とし、この第二項を新たに付加したもの。なおファルクにあつては第五十九目に続けて更に数行あるが、この関係は第二十九目 a より d に対する筆者註の後半と同様。

## 六〇、損失控除

(二)爾今、第七十四条第四項を改めて新措辞としたドイツ・マルク貸借対照表補完法第七条第二十号を参照のこと。

(訳者註) 旧令のものを第一項とし、この第二項を追加。

## 第七十四条関係

### 六一 a、ドイツ・マルク開始貸借対照表の変更

(一)税務ドイツ・マルク開始貸借対照表の変更は、第四十七条による計上金額の修正の場合の外は、所得税法第四条第二項の範囲内においてのみなし得るものとする。一九四九年および一九四八年の所得税通達 II 第十八目の諸原則は、これを顧慮すべきものとする。

(二)税務ライヒス・マルク終結貸借対照表が、経営検査によって修正せられるときは、その計上金額がライヒス・マルク終結貸借対照表の計上金額を標準とする限り、ドイツ・マルク開始貸借対照表上の計上金額の変更に對

する納稅義務者の申出に應ずべきものとする。

### 六一b、過大の計上金額

(一) 団体の場合、法律上許容せられない計上金額が、名目資本および法定積立金の過大な決定を招来せしめているときは、稅務ドイツ・マルク開始貸借対照表の積極側に、過大評價の高に當る相殺項目を掲げるものとする。

この相殺項目を稅務上、第三十六条の意味における資本減価勘定の如く取扱うことは許されない。相殺項目はむしろ名目資本と法定積立金とに対する純然たる修正項目たるものとする。

(二) 租稅基本法第二十二條の規定（租稅上の秘密の確保）は、ドイツ・マルク貸借対照表法により許容せられていない計上金額を、登記裁判所へ通告することを禁ずる。

（訳者註）以上二目を第六十一目の次に追加。

### 六二、第四十七條による修正の稅務上の効果

爾今、第七十四条第三項第一段を改めて新措辞としたドイツ・マルク貸借対照表補完法第七條第十九號を参照のこと。

（訳者註）旧令の第二項の次に行を改めて右を追加。

### 六二a、第四十七條の場合における修正の強制

(一) 第四十七條第一項a号乃至d号にかかせる財産諸物件の計上金額の変更は、これにより生じた損失が資本減価勘定に組入れられない場合と雖も、第四十七條の意味における修正とする。

(二) 正規簿記の諸原則にしたがい、過大の計上金額は常に修正することを要する。それ故に第四十七條第二項の



各場合は、第七十四条第二項又は第三項との関連において、常に税務ドイツ・マルク開始貸借対照表の修正を、従ってまた税務上影響のない取扱を、招来する。

(三) 第四十七条第一項の各場合においては、正規簿記の諸原則により、過少の計上金額より生ずる利益の実現以前には、修正を行うことを要しない。修正が行われるときは、税務上は第七十四条第二項又は第三項により同様に常に、税務ドイツ・マルク開始貸借対照表の修正となる。

(四) 第四十七条は、財産諸物件が後の年度貸借対照表の作成日には現存しないとき（例えば売却その他により）においても適用せられる。

### **六二b、第二十二條第二項および第三項の場合における第四十七條による修正**

第二十二條第二項および第三項により暫定的に評価せられる有価証券が、その最終決定的評価の法律による規制以前に売却せられるときは、売却により生ずる暫定的利益もしくは損失については、消極性又は積極性の貸借対照表上の相殺項目を設け、最終決定的金額の確定後にこれを消去すべきものとする。

### **六二c、組織變更後の第四十七條の適用**

第四十七條の規定は、組織變更の行われた後においてもこれを適用する。従って組織變更後の資本会社のドイツ・マルク開始貸借対照表も、これを修正すべきものとする。

### **六二d、ベルリン（西部）における財産諸物件についての第四十七條による修正**

税務ドイツ・マルク開始貸借対照表の第七十四条第二項又は第三項による修正は、ベルリン（西部）における財産諸物件についてはこれを行うことを要しない。但し過大ならびに過少の計上金額の、ドイツ・マルク開始貸

借対照表に対する効果を伴つての修正が行われない場合に限るものとする。

(訳者註) 以上四目を第六十二目の次に新たに追加。

第七十四条第五項および第七十五条第三項關係

### 六三 a、分散地における最高價格および基準價格の計算

分散地につき例外的に特別の統一價格が決定せられたときは、この統一價格は最高價格および基準價格の計算に當つては、納稅義務者の主要經營の統一價格に加算すべきものとする。

### 六三 b、用役貸賃借の土地およびその構成部分の地表における最高價格および基準價格の計算

(一) 用役貸賃借の土地およびその構成部分の地表にあつては、建物の價格は原則として賃借人の固有の經營の統一價格を基礎としてのみこれを決定するものとする。用役賃借の地表の統一價格の、賃借人の固有の經營の統一價格への加算は、用役賃借の地表が建物の台地をなさず、建物の過剰による加算が、賃借人の固有の經營の統一價格に対し行われることのない場合に考慮せられる。

(二) 賃借人の側における無生物の評価に當つては、用役賃借の地表の統一價格を、賃借人の固有の經營の統一價格に加えたものより出發すべきものとする。

### 六三 c、ライヒ評價法第三十三條による最低評價における計上金額

(一) 最高價格および基準價格の計算については、最低評価の場合においても決定した統一價格より出發するものとする。

(二) これは又、いわゆる混合經營(第七十四条第五項第三号)に関する場合にも適用する。

### 六三 d、ライヒ評價法第四十條第一号による統一價格の減額の場合の建物および無生物の評価

第七十四條第五項第一号および第七十五條第三項第四号により、統一價格の百分率の計算に当っては、付加額のみが考慮外に置かれる。ライヒ評價法第四十條第一号による減額が行われたときは、この減額分だけ減少せられた統一價格より出發すべきものとする。

### 六三 e、統一價格の百分率による建物價格の算出

(一)第七十四條第五項第一号にかかせる百分率の使用により生ずる價格は、第十六條第一項の意味における最高價格とする。この最高價格には、建築中の建物も含まれる。第十六條第三項の規定はこれを準用する。

(二)第十六條第二項の規定はその適用を妨げられることはない。

### 六三 f、第十八條の意味におけるその他の經營施設

(一)第十八條の意味におけるその他の經營施設とは、なかんづく穀倉、櫃、灌水および排水設備、水肥設備、肥溜、乾燥および冷却装置、温室、温床箱、温床、日蔭栽培場、簡単な越冬小屋である。

(二)設備財産のその他の諸物件の評価に当り、建物もしくは經營施設へのそれ等の帰屬に關して疑問の生ずる限り、ライヒス・マルク終結貸借対照表におけるこれ等の物件の取扱を、その拠りどころとすることが出来る。

### 六三 g、可動性設備財産における確定價格

従來確定價格勘定に計上せられていた可動性設備財産たる諸物件は、ドイツ・マルク開始貸借対照表へも第十八條の範圍内にて、確定價格をもって引継ぐことができる。

### 六三 h、第十八條による家畜の評価

(一)ドイツ・マルク開始貸借対照表においては、一動物の個別評価から平均評価に移ることが許される。ドイツ・マルク開始貸借対照表においては、特に高価な家畜に関する限り、従来の平均評価から個別評価に移ることもできる。

(二)ドイツ・マルク開始貸借対照表上選定せられた評価方法は、将来もこれを継続すべきものとする。

### 六三i、園芸經營における植物手持高の評価

經營において果実を生産するよう定めた果樹又は持続性栽培物は、可動性設備財産に算入するものとする。販売用と定めた植物手持高、例えば苗木樹木の在 high は、棚卸財産として取扱うべきものとする。

### 六三k、採掘用土地における評價

ライヒ評價法施行令第十三条、第十九条、第二十三条および第二十八条に従って、採掘用土地が區別して評価せられたときは、採掘用土地に属する建物の評価は、第七十四条第五項第二号に従う。建物および可動性設備財産に対する基準価格は、第七十五条第三項第三号および第五号により規制せられる。鉱産物（例えば石灰、砂、砂利、泥灰石、粘土、泥炭）は、一ライヒス・マルク対一ドイツ・マルクの割合で、稅務ライヒス・マルク終結貸借対照表の金額を最高限として、ドイツ・マルク開始貸借対照表にこれを計上するものとする。第七十五条第三項第二号による加算額の計算に当っては、鉱産物はこれを考慮しない。

### 六三一、火酒醸造場増額の場合の評価

(一)火酒醸造場の存在が、ライヒ評價法第四十条第一号による増額によって考慮せられたときは、増額はこれを火酒醸造場用の建物、機械および火酒醸造権に配分するものとする。建物および機械についての火災保險価額な

らびに火酒醸造権の普通価値は、増額の配分についての一つの拠りどころを成す。火酒醸造権の普通価値として、百リットルにつき五〇ドイツ・マルクの額を計上することができる。

(二)増額のうち火酒醸造権に配分せられた部分は、ライヒス・マルク対一ドイツ・マルクの割合で換算したライヒス・マルク終結貸借対照表の金額を最高限として、これをドイツ・マルク開始貸借対照表に計上することができる。

(三)第七十五条第三項第二号による増額の計算に当っては、火酒醸造権はこれを計算に入れないものとする。

### 六三三、棚卸財産

棚卸財産は第二十条によって評価する。動物特に屠畜についても、それ等が第七十四条第五項第四号による可動性設備財産として評価すべきものでない限り、亦同様とする。

### 六三三、木材在高の評価

農林業財産に属する木材在高は、一九四九年八月三十一日までに得られた最低の実際の売上高から、取引上通例の総益額を控除して計上すべきものとする。経営側に売上高のないときは、他の経営の売上高をその基礎とするものとする。取引上通例の総益額の算出に当っては、売上高の百分の一〇乃至一五の率より出發することができる。

### 六三〇、農地資本相殺項目の評価

一九三八年七月二十三日付、財政省告示、二一四一―七〇頁Ⅲ、aの第一号(ライヒ租税公報、一九三八年、七二二頁)によれば、会計年度の途中に賃借権を取得し且つ後日において取得に相当する時点に再びこれを放棄

#### ドイツ・マルク貸借対照表法稅務通達の改正

すべき農業經營の賃借人は、開始および最終の端數會計年度における成果の相殺のために、開始時の端數會計年度末の財産一覽表に、取得した賃借地の整理に因って開始時の端數會計年度中に生じた費用の高までを限って、一の所有項目をかかげることができる。この種の項目が設けられたときは、続く各年度を通じ不変のままこれを継続し、最終の端數會計年度において、当該期の利益に課してこれを消去すべきものとする。ライヒス・マルク終結貸借対照表に表示せられた農地資本相殺項目は、一ライヒス・マルク対一ドイツ・マルクの割合でドイツ・マルク開始貸借対照表に引継いでも差支えない。

#### 六三P、農業における計算区分項目

第七十五条第三項第二号による増額の計算においては、計算区分項目はこれを計算に入れないものとする。

(訳者註) 以上 a より p に至る合計十五目が、新たに第七十四条第五項および第七十五条第三項關係として付加せられた。

#### 第七十五条關係

#### 六四、計上金額の結合

(五)ドイツ・マルク開始貸借対照表の計上金額の財産一覽表における計上金額との結合の原則は、積極側のみならず消却側にもおよび。故に經營財産の統一価格の確定に當って考慮すべき、消極項目に対するドイツ・マルク開始貸借対照表上の計上金額は、第七十五条のより、広汎な前提の下に、財産の租稅についてもまた基準となる。消極側についての最低金額は、積極側についての最高金額に該當する。従つて原則的には消極側についても、ドイツ・マルク開始貸借対照表における計上金額が基準となる。但しライヒ評価法の規定により基準となる金額、もしくはドイツ・マルク貸借対照表法により生ずる最低価格がより、高いときはこのより、高い金額を、最高限とし

て計上すべきものとする。

(訳者註) 第六十四目中第五項のみを右の通り改正。

## 第八十条関係

### 六五a、解 散

(一) ドイツ・マルク貸借対照表補完法の措辞における第八十条第一項により、その資本関係の新決定に関する決議を、一九五一年六月三十日までに商業登記簿への登録の為に登記裁判所へ届出でなかつた資本会社は、この日の経過と共に解散する。第八十条第四項により、協同組合についても亦同様とする。

(二) 資本会社および協同組合は、税務上においてもこの時以降解散せられたものとなる。資本会社には団体税法第十四条の規定を適用するものとする。団体税法第十四条を協同組合にも準用すべきことは勿論である。

(三) 清算期間は、一九五一年七月一日を含む会計年度の開始と共に開始する。

(四) 一九五一年六月三十日を以って解散したものとせられる資本会社もしくは協同組合は、一九四八年六月二十一日付で開始貸借対照表を作成すべきものとし、これには自己資本を、商法の特別規定によって分類して示すことを必要としない。自己資本の表示の為には一個の勘定を以てすれば足りる。

(訳者註) 第八十条関係として本目を新たに追加。

### 衡平の基準

## 六六、第二十條における苛酷の各場合

原則として最終決定的の衡平の告示は、負担調整法の施行前にはこれをなさないものとする。

ドイツマルク貸借対照表法稅務通達の改正

(訳者註) 第六十六目第二項の次に別行として右を追加。

なおこの通達におけるドイツ・マルク貸借対照表補完法に次いで、その第二次および第三次のものが已に公にせられ、これ等の拙訳もまた已に発表しておいたが、「會計」三十三年一月号、稅経通信三十三年三月号および四月号) 何れもこの通達の改正後に属するものであるから、本稿に関する限り關係はない。

(昭和三十三年八月)